

かもめ・つばめ・村木・ひばり・すずめ児童クラブのきまり

放課後児童クラブが児童の安全を守り、みんなが楽しくのびのびと過ごす生活の場となるために、次の事項にご留意ください。

1 休日及び実施時間

(1) 休日

- ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ② 12月29日から翌年の1月3日まで
- ③ その他施設等の都合の悪い日等

変更する場合は、事前に放課後児童支援員から連絡します。

(2) 実施時間

- ① 学期中(平日) 放課後から午後6時まで(延長あり)
- ② 土曜 午前8時から午後6時まで(早朝なし・延長あり)
- ③ 長期休業中(土曜除く) 午前8時から午後6時まで(早朝あり・延長あり)

※早朝保育 午前7時30分から午前8時まで、延長保育 午後6時から午後7時まで

2 登録方法と利用料

登録方法	利用の仕方	利用料
通年利用	放課後、長期休業中とも利用 (月11回以上利用可能)	月額4,000円(8月5,500円)
一時的保育	月10回以下の利用	1回200円(土曜日、長期休業中等の午前中から開所している日は1回400円)
早朝保育 (土曜を除く長期休業中のみ)	午前7時30分から午前8時までの利用	1日100円 (月の上限額1,000円)
延長保育	午後6時以降の利用	1日200円 (月の上限額2,500円)

※「通年利用」は、利用をしなかった場合でも利用料がかかります。

「一時的保育」は、利用しなかった場合は利用料かかりません。

登録方法の変更を希望する場合は、前月の20日までに届け出てください。

※一時・延長・早朝に利用する場合は、利用の1週間前までに申し出てください。

※申請により通年利用月額料金を1,500円(8月2,000円)に減額する制度があります。

(児童扶養手当や就学援助費の支給を受ける世帯等。詳しくはお問い合わせください。)

3 利用の休止・欠席、利用登録方法の変更

病気・通院・習い事等で欠席する場合は、保護者から放課後児童支援員に必ず連絡してください。利用登録方法を変更する場合は、前月の20日までに届け出てください。

4 帰宅方法

クラブ終了時間前までに保護者の迎えをお願いします。

帰宅時間が変更になる場合は、放課後児童支援員に知らせてください。

5 その他

- ① 学校給食のない日は、弁当を持参させてください。
- ② 清潔に気をつけて、持ち物には必ず名前を記入してください。
- ③ 児童クラブでの活動は、支援員の指示に従い勝手な行動はとらないようご家庭で指導してください。不良行為が続く場合は退所とします。
- ④ 長期にわたり利用料を延滞した場合、退所していただきます。
- ⑤ 連絡や打合せ等のために保護者会を開くことがあります。
- ⑥ 保護者等の勤務がない日には、自宅で下校を迎えてあげてください。
- ⑦ 登録児童数によっては、同学年でも居室が異なる場合があります。
- ⑧ 村木児童クラブの土曜保育は、つばめ児童センターで行います。